

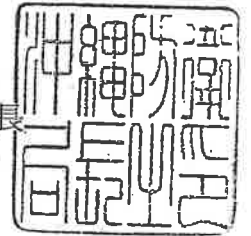


沖防第897号

31.2.22

石垣市長 殿

沖縄防衛局長



石垣島への陸上自衛隊部隊配置に係る石垣市有地の取得について
(報告)

平成31年1月10日付石総契第425号により依頼された標記について、石垣市及び関係機関における関係法令、事業計画・行政計画への支障の有無、その他意見等への対応を添付のとおり報告いたします。

添付書類：石垣市及び各関係機関からの意見等への対応

石垣市及び各関係機関からの意見等への対応

関係機関及び所管課	【関係法令等における意見等の有無】	【対応】
都市建設課	景観計画の自然風景域(A-1:八重の山並み地区及び農村風景地区(B-1:農用地地区))に該当します。建築を伴う場合は通知が必要となります。	景観法等に基づき適切に手続きを実施します。
施設管理課	石垣市字平峰1273番地408に接する里道があるので境界の確認をとる必要があります。	当局発注の用地測量業務の土地境界確認作業において、石垣市のご担当の立ち合いの上、確認していただいたところであります。(1月下旬実施)
施設経済課	石垣市字平峰1273-172、1273-173、1273-406、1273-407の4筆については、森林法における地域森林計画対象民有林の普通林のため、支障があります。同字1273-412、1273-416の2筆については、一部普通林のため、支障がありません。	地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する際は、あらかじめ、森林法に基づき届出いたします。また、市有地の立木(普通林)については、石垣市林野条例における市有林産物の私下物件の単価金額により、適正に補償いたします。
文化財課	【別紙2】の天然記念物が生息している可能性が有ります。天然記念物の生息が確認された場合、保護策について教育委員会と協議が必要となります。特に、【別紙2】のうち①②③は、営農中に近隣地での騒音、振動等があるため放棄することがあるため、営農時期(11月～春先)に近隣での開発工事は避ける必要があります。	確認された天然記念物については、石垣市と協議しているところです。 また、【別紙2】①②③について、これまで営農が確認されていないことから、工事の予定に変更はありません。なお、今後、営農が確認された場合は、有識者等の意見を聞きながら、適切に対応していきます。
文化財課	石垣市有地取得計画土地では良塚、遺跡、戦争遺跡、古墓等の埋蔵文化財の有無確認調査を実施したことはありません。そのため、確認調査を実施する必要があります。	文化財保護法等に基づき、遺跡等が発見された場合は、速やかに通知します。
八重山農林水産振興センター	森林法第5条に基づく地域森林計画対象民有林が含まれており、民有林(保安林を除く)において1haを超える開発を行う場合には、「開発行為の許可制に関する事務の取り扱いについて」による連絡調整及び同法10条の4による「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要となります。	地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する際は、あらかじめ、森林法に基づき届出いたします。
石垣自然保護官事務所	石垣市有地取得計画土地内にヤエヤマセマムルハコガメ・サキシマカナヘビ等の絶滅のおそれのある種や種の保存法に基づく国内希少生動物種が生息している可能性があることから、自然環境調査の実施や、生育・生息が確認された場合には適切な措置を講ずることが必要です。	現況調査を行い、希少種など発見された場合は、移動・移植を行うなど、環境に配慮して工事を実施します。
関係機関及び所管課	【事業計画・行政計画における意見等の有無】	【対応】
施設経済課	石垣市字平峰大俣1273-133を含む10筆については、農振法第15条の2第1項第1号及び、農振法施行規則第35条に基づき当該計画が適成範囲内であるため支障ありません。ただし、当該計画の内容に変更があった場合、内容によっては、支障が生じる場合がありますので、それらの支障を解消するための手続きが必要となります。	平成30年11月13日付けの依頼文書で示した計画から現時点までに内容の変更はありません。
施設経済課	森林区域内の土地利用において、1haを超える場合は沖結果との林地開発許可制度における事前連絡調整が必要。伐採面積が1ha未満の場合は、本市への伐採を行う30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要となります。	地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する際は、あらかじめ、森林法に基づき届出いたします。
むらづくり課	むらづくり課管理の「大里一般農道」の道路を横断する排水施設の一部が市有地に該当している。今後の取り扱いについては事前協議が必要。	当該排水施設の取り扱いは、今後、市と調整させていただきます。

関係機関及び所管課	【その他意見等について】	【対応】
都市建設課	建築物の建築等に関しては、石垣市風景計画の趣旨を尊重し、良好な景観の維持及び向上に努めていただきますようお願いいたします。	景観法等に基づき適切に手続きを実施します。
むらづくり課	石垣市有地取得計画土地に隣接する形で、「国営土地改良事業【石垣島地区】受益地：開南地区・真栄里地区」が該当しています。使用目的により、良好な営農環境や農業用施設等に影響が出ないよう十分な調査・検証・検討を行われるようお願いいたします。	現時点において、周辺地域の営農環境等に影響を与えとは考えていませんが、今後、必要に応じ、調整等を行います。
文化財課	国指定名勝「川平湾及び於茂登岳」の指定地に近接(別紙3図参照)しています。指定地外であっても、石垣市有地取得計画土地における開発計画に際しては、景観に配慮する必要があります。	景観法等に基づき適切に手続きを実施します。
環境課	専門家の独自の調査で、0種の保全種が確認されていることが新聞の報道からもあるとおり、今後とも保全種の取り扱いについて慎重に取り扱っていただくようお願いいたします。	現況調査を行い、希少種など発見された場合は、移動・移住を行うなど、現地に配慮して工事を実施します。
八重山土木事務所	県管理旧道部分に係る工事(占有・承認工事)を行う場合は、維持管理班との事前協議の上で手続きが必要となります。	今後、旧道部分における占有等が必要となる場合は、道路法に基づき手続きを実施します。
	土地改良事業により整備した施設等の財産を処分する場合には、土地改良法第42条第2項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条により所定の手続きが必要となります。	取得予定地内において、土地改良事業により整備した施設等がある場合は、土地所有者に対し、所定の手続きが必要となる旨を伝える等の調整を行います。
八重山農林水産振興センター	隣接地に土地改良事業地区(開南地区)があるため、農業水利施設等に支障がないか確認を行う必要があります。	隣接地の土地改良区の農業水利施設等への支障がある場合は適切に対応します。
	現在、国営土地改良事業(石垣島地区水利事業所)を実施している。受益農地やパイプライン等の施設を処分する場合は内閣府・沖総合事務所に確認を行う必要があります。	今後、受益農地やパイプライン等の施設の処分が必要になる場合は、沖総合事務局長及び土地改良区に確認を行います。
	農用区域内において開発行為又は一時使用を行う場合は沖総合事務所の許可又は一時転用承認が必要となります。	自衛隊の駐屯地を整備する場合は、農業振興法に基づく許可は不要となります。
石垣島土地改良区	平得大袋1279-20・1527-9・1527-35について、改良区の受益地となっているので今後の土地改良賦課金の支払い等に変更がある場合は事前に調整する必要があります。	土地改良賦課金の支払い等に変更がある場合は、土地所有者に対し、所定の手続きが必要となる旨を伝える等の調整を行います。

天然記念物種名

- ①国指定特別天然記念物「カンムリワシ」
- ②国指定天然記念物「リュウキンバト」
- ③国指定天然記念物「カラスバト」
- ④国指定天然記念物「キシノウエトカゲ」
- ⑤国指定天然記念物「セマルハコガメ」
- ⑥国指定天然記念物「オカヤドリ」
- ⑦県指定天然記念物「コノハチヨウ」
- ⑧県指定天然記念物「ヨナグニサン」